

副専攻修了証

■現行の教育職員免許法では、一種免許状を取得した者が大学院で「教科または教職に関する科目」を24単位以上履修すると「専修免許状」に格上げすることと規定されており、副専攻を活用しなくとも「専修免許状」が取得できる制度になっています。また、東京大学では他の研究科の科目を自由に履修できることになっています。したがって、副専攻制度を活用することが、教員免許において、あるいは科目的履修において直接的メリットがあるわけではありません。しかし、副専攻は教職を志す院生、教科教育学の研究者を志す院生および教育行政の専門職を志す院生に対して、高度の教育専門家の養成にふさわしい教育と指導を提供しています。

■「副専攻修了証」はそれ自体が「専修免許状」を格上げするものではありませんが、教員採用試験において、高度の教育専門家の教育を受けた証明となり、現実的には効力を発揮することになります。「副専攻修了証」は、将来、大学院で教職専門教育を受けた者に付与される新たな免許状が制定されたとき、追加単位によって対応できる条件を準備しています。

教育学研究科学校教育高度化専攻の副専攻の制度は、東京大学の教職あるいは教職関連の専門家を志す院生のすべてに開かれたシステムです。積極的に活用することを勧めます。

修了者の声 田宮 裕子さん

私は、入学前から教職に就くことを希望しており、当初は学部卒業後すぐに、と思っていたが、専門分野の知識をより深く修得する必要があることを痛感し、大学院への進学を決意しました。院で2年も勉強していると、「学校で教える」ということから離れすぎて、教職の授業や教育実習で学んだことを忘れてしまうのでは、とも思いましたが、副専攻の履修がその不安を解消してくれました。特に、授業を撮影したビデオを視聴する事例研究と、附属学校での実地研究は、自分の授業を考える上で非常に参考になり、非常勤先ですぐに役立ちました。また、同じ教員志望の院生や、学部からずっと教育のことを勉強してきた院生と話ができるのも嬉しいことでした。ただ、自分は他研究科の学生だという意識が常にあり、受身の姿勢になってしまったことは少し後悔しています。意識を変えることができれば、せっかくの副専攻という機会をもっと活用できたかもしれません。

(田宮さんは、2009年3月に人文社会系研究科日本文化研究専攻と本副専攻を修了し、現在は東京大学教育学部附属中等教育学校で国語科教諭として活躍しています)

副専攻制度は、教職あるいは教職関連の専門家を志す東京大学大学院生すべてに開かれたシステムです。
積極的な活用を勧めます。

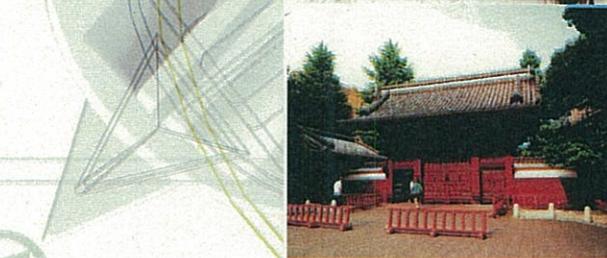
東京大学大学院 教育学研究科 学校教育高度化専攻

教員一同

佐藤学
秋田喜代美
岡本和夫
金森修
川本隆史
藤村宣之
大桃敏行
勝野正章

副専攻制度の概要

東京大学教育学研究科 学校教育高度化専攻



副専攻志願届入手先・提出先

東京大学教育学研究科 学生支援チーム 大学院担当（教育学部棟1階）

TEL : 03-5841-3908

詳細問い合わせ先

東京大学教育学研究科 学校教育高度化専攻事務室

TEL/FAX : 03-5841-1738 Email : kodoka@p.u-tokyo.ac.jp

URL : <http://www.p.u-tokyo.ac.jp/~kodoka/>



学校教育高度化専攻と副専攻制度の活用

■東京大学大学院教育学研究科は、2006年4月全学の協力のもとで教職関連の高度専門家養成を目的とする「学校教育高度化専攻」を創設しました。大学院レベルの教師教育は、先進諸国ではグローバル・スタンダードとなっており、日本においても近い将来、修士号あるいは博士号を取得した教師が多数を占める時代が来ることが予想されます。すでに東京大学においても教職に就く者の多数は大学院の修了者です。

■創設された「学校教育高度化専攻」は、東京大学の世界トップ水準の学術研究と教育学研究の知的資源を活用し、国内はもちろん国際的にも最先端の水準の教師教育を推進することを企図しています。この専攻は「教職開発コース」「教育内容開発コース」「学校開発政策コース」の三つのコースで組織されていますが、そのうち「教育内容開発コース」において副専攻のシステムを導入しています。

■副専攻のシステムは、教育学研究科以外の研究科に所属する院生が、それぞれの研究科に所属したままで「学校教育高度化専攻」の院生として教育を受け研究の指導も受けられる制度です。将来、教職、教科教育の研究者および教育行政関連の専門職を志している院生の方々は、ぜひ、この副専攻のシステムを活用されることをお勧めします。

東京大学教育学研究科
学校教育高度化専攻

教職開発コース

教育内容開発コース

研究指導⇒副専攻

学校開発政策コース

3コース履修可能

副専攻制度の概要

■教育学研究科以外の東京大学大学院生であれば、どの研究科・専攻に所属する院生でも、また修士課程の院生でも博士課程の院生でも、学校教育高度化専攻の副専攻の院生になります。副専攻の院生の定員は、修士課程在籍者および博士課程在籍者を合わせて約40名です。

■副専攻の院生になると、学校教育高度化専攻「教育内容開発コース」の教員の研究指導を受けることができます。副専攻として登録した院生は、同コースの院生と同等の待遇（教育学研究科内の教育施設の利用）と教育が保障されます。

■学校教育高度化専攻「教育内容開発コース」は「科学技術教育」「数学教育」「言語教育」「人文社会科学教育」「芸術教育」「身体教育」の六つの分野で構成されています。いずれかの分野を特定して副専攻の登録を行いますが、カリキュラムの履修については「教育内容開発コース」の科目だけでなく、「教職開発コース」と「学校開発政策コース」を修修できます。



対象者	東京大学大学院生（修士課程・博士課程）
定員	約40名
分野	<ul style="list-style-type: none">・科学技術教育・数学教育・言語教育・人文社会科学教育・芸術教育・身体教育
修了必要単位	10単位
利用施設	教育学研究科内施設
志望届提出期限	4月指定日

※教育学研究科の大学院生は対象外です。

副専攻の履修方法と単位

■副専攻の院生になると、教職に関する高度の教育専門家教育を受けることができます。学校教育高度化専攻では、カリキュラムの3分の1を「実践と理論の統合」をはかる「実践研究（事例研究と実地研究）で組織しています。

■副専攻の修了に必要な単位数は10単位です。主専攻を修了もしくは満期退学し、かつ副専攻の定める所定の単位（10単位）を取得した院生には、「学校教育高度化専攻・副専攻修了証」が与えられます。

副専攻修了のための10単位の履修は、修士課程だけでも、博士課程だけでも、修士課程と博士課程を継続しても可能です。副専攻については修了年限を設けません。

■副専攻で履修した単位は、所属する研究科の必修単位にはなりませんが、選択科目の単位にすることができます。（副専攻の単位の扱いについては、各研究科で異なりますから、それぞれの研究科の事務で確かめてください。）

履修申請手続きと期目

■副専攻の履修を希望する者は、主専攻の指導教員・専攻主任の承認と副専攻の指導教員の了解を事前に得たうえで、「副専攻志望届」を教育学研究科学生支援チーム（大学院担当）に所定の期日までに提出してください。提出された「副専攻志望届」は、教育学研究科の研究科委員会で承認され、研究科長名で許可されます。

■「副専攻志望届」の申請の受付は、毎年一回4月指定日までとします。

■副専攻の「科目履修届」は履修する学期ごとに、指定期日までに提出し登録してください。

